

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

控訴人ら代理人意見陳述

令和5年10月24日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟復代理人

弁護士 森本 智子

本日陳述した第4準備書面で行った主張について、以下、概略を述べます。

第4準備書面では、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の、名古屋地裁判決と福岡地裁判決に対するそれぞれの評価、及び、5つの地裁判決を踏まえた主張について論じています。

名古屋地裁判決、福岡地裁判決は、東京地裁判決に続く違憲判断を下しました。

名古屋地裁判決は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証しその関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で、本件諸規定は、憲法24条2項及び憲法14条1項に違反する旨判断をしました。名古屋地裁判決は、同性カップルが婚姻制度にアクセスすることを認めない現状につき、次のように重要な認定を行いました。

同性カップルは、婚姻制度を利用することにより得られる法律上及び事実上の多彩な効果を一体のものとして享受することができない状態となっており、異性カップルとの間に著しい乖離が生じているとしたうえで、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構成しうることは、同性カップルも異性カップルも何ら異なら

ないと述べました。また、70年以上の長期にわたって同性カップルに保護の枠組みが与えられず、同性カップルが重大な人格的利益を享受できていないことから、同性カップルに対する保護がなされない影響は深刻なものであり、膨大な数の同性カップルが現在に至るまで長期間にわたって重大な人格的利益の享受を妨げられている状態を正当化するだけの具体的な反対利益は十分に観念し難いと述べました。

福岡地裁判決では、同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定は、もはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法24条2項に違反する状態である旨判断しました。福岡地裁判決においても、名古屋地裁判決と同様、同性カップルの現状について、重要な認定をしました。

福岡地裁は、婚姻制度の重要性によれば、婚姻をするかしないか及び誰とするかを自己の意思で決定することは同性愛者にとっても尊重されるべき人格的利益と認められるとしたうえで、同性愛者は、婚姻制度を利用できずこれによりもたらされる権利利益を享受する機会を得られず、法的に家族として承認されないことで重大な不利益を被っており、このような不利益は個人の尊厳に照らして人格的利益を侵害するものとして到底看過することができないものであると述べました。

両地裁判決は、国の国家賠償責任を否定するなど、それぞれ、是正すべき点も多く含みますが、両判決共に、同性カップルが置かれている現状を丁寧に分析しており、その評価は適切であるといえます。特に、名古屋地裁判決では、70年以上の長期にわたり、同性カップルの権利が保護されない状態が続いていること自体の深刻さに言及しており、そのような深刻な状況を放置し続けている国の責任はもはや明らかであるといえます。

名古屋地裁判決や福岡地裁判決と比べ、本件諸規定を合憲とした、本訴訟の原判決は、同性カップルの被る上記不利益を過少評価している上、婚姻制度から排除されている同性カップルの現状に対する評価は適切になされているとは到底いえません。

これまでに言い渡された5地裁判決の全てが、同性愛者が婚姻によって得られる利益の一部ですらも享受することができない状態にあることに言及しています。裁判所がこのような状態を認識しているのであれば、本控訴審においては、それぞれの判決の是正するべき点を乗り越え、婚姻制度から同性愛者を排除していることは憲法に違反するという判断を直ちに示すべきです。

以 上